



山都町役場

YAMATO-CHO YAKUBA

資料2

# 山都町地域公共交通会議資料

## -----議事事項-----

(2) 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の更新登録について

令和7年1月28日

# 自家用有償旅客運送者登録の内容

現在の自家用有償旅客運送者の登録期限が、令和7年3月31日となっているため、引き続き山都町コミュニティバスを運行するために更新を行うものです。

## 自家用有償旅客運送者登録の内容

項目	内容等
登録日	平成20年 3月26日(当初) 令和 4年 3月11日(直近の更新登録) 令和 6年 9月19日(直近の変更登録)
登録番号	九熊市交第5号
登録の有効期間	令和7年3月31日まで
名称	山都町
住所	熊本県上益城郡山都町浜町6番地
代表者氏名	町長 坂本 靖也
自家用有償旅客運送の種別	交通空白地有償運送

令和 年 月 日

九州運輸局 熊本運輸支局長 殿

名 称 山都町  
 住 所 熊本県上益城郡山都町浜町6番地  
 代表者の氏名 山都町長 坂本 靖也

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

山都町  
 熊本県上益城郡山都町浜町6番地  
 山都町長 坂本靖也

## 2. 登録番号

九熊市交第5号

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

## 4. 路線又は運送の区域

## (1) 路線

別紙のとおり

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

## 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
矢部事務所	熊本県上益城郡山都町浜町187番地
蘇陽事務所	熊本県上益城郡山都町今450番地1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
矢部 事務所	保有	2		1 (0)		3	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	( )	※ ( )		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	2		1 (0)			

事務所の 名称	保有 区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
蘇陽 事務所	保有	3		1 (0)		4	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	( )	※ ( )		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	3		1 (0)			

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

一般旅客

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

100円

高校生以下無料、障害者手帳等保持者無料

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

該当なし

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- (12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

## ●路線

(別紙)

## □浜町馬見原線

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	山都町浜町187 山都町バスセンター	県道南田内大臣線 下市	山都町下市39-2地先 県道南田内大臣線下市交差点	0.5 Km
2	山都町下市39-2地先 県道南田内大臣線下市交差点	町道下市畑線	山都町城平858-3地先 町道下市畑線大川町三叉路	0.5 Km
3	山都町城平858-3地先 町道下市畑線大川町三叉路	町道下大川線	山都町城平1004地先 国道218号線下大川交差点	0.5 Km
4	山都町城平1004地先 国道218号線下大川交差点	国道218号線	山都町城平660地先 国道218号線山都町通潤橋IC交差点	0.2 Km
5	山都町城平660地先 国道218号線山都町通潤橋IC交差点	道の駅通潤橋	山都町城平660地先 国道218号線山都町通潤橋IC交差点	0.2 Km
6	山都町城平660地先 国道218号線山都町通潤橋IC交差点	国道218号線 上川井野 交鶴	山都町大平317-3地先 国道218号線大川交差点	10.6 Km
7	山都町大平317-3地先 国道218号線大川交差点	町道大川辛木川線	山都町大平350-5地先 町道大川辛木川線下鶴三叉路	0.1 Km
8	山都町大平350-5地先 町道大川辛木川線下鶴三叉路	町道大川仏原線	山都町大平182地先 町道大川仏原線原口交差点	0.3 Km
9	山都町大平182地先 町道大川仏原線原口交差点	国道218号線 仏原 大野	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	7.1 Km
10	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	町道蘇陽病院線	山都町滝上476-2 山都町包括医療センターそよう病院	0.3 Km
11	山都町滝上476-2 山都町包括医療センターそよう病院	町道蘇陽病院線	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	0.3 Km
12	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	国道218号線	山都町馬見原148地先 国道218号線馬見原交差点	0.8 Km
13	山都町馬見原148地先 国道218号線馬見原交差点	国道265号線	山都町馬見原1125地先 岩尾野バス停	1.0 Km

計 22.4 Km

## □馬見原高森線

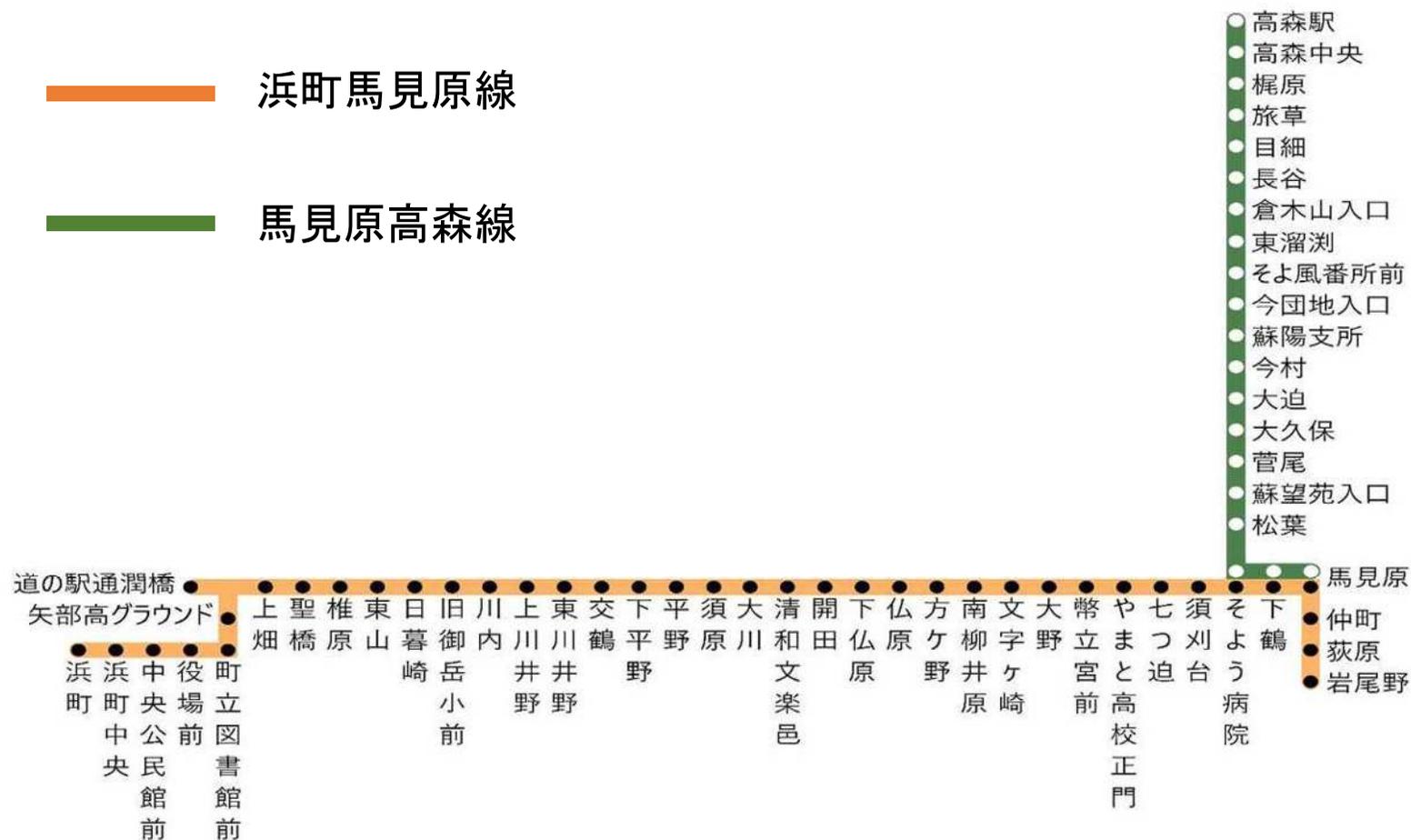
1	山都町馬見原148地先 国道218号線馬見原交差点	国道218号線	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	0.8 Km
10	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	町道蘇陽病院線	山都町滝上476-2 山都町包括医療センターそよう病院	0.3 Km
11	山都町滝上476-2 山都町包括医療センターそよう病院	町道蘇陽病院線	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	0.3 Km
2	山都町滝上25-2地先 国道218号線滝上交差点	国道265号線	高森町大字高森2403-1先 国道村山交差点	22.5 Km
3	高森町大字高森2403-1先 国道村山交差点	町道村山天神線	高森町高森1879-3地先 上在バス停先三叉路	0.8 Km
4	高森町高森1879-3地先 上在バス停先三叉路	町道上在昭和線	高森町高森1614-3地先 高森町観光交流センター先交差点	0.4 Km
5	高森町高森1614-3地先 高森町観光交流センター先交差点	県道高森停車場線	高森町大字高森1537-2 南阿蘇鉄道 高森駅	0.4 Km

計 25.5 Km

合 計 47.9 Km

# 山都町コミュニティバス路線図

## 山都町コミュニティバス路線図



令和7年 月 日

九州運輸局 熊本運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) 山都町地域公共交通会議

(対象市町村) 山都町

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和7年1月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

山都町

熊本県上益城郡山都町浜町6番地

山都町長 坂本靖也

5. 調った協議の内容

- (1) コミュニティバスに係る路線の追加について
- (2) 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の更新登録について
- (3) 令和7年度山都町コミュニティバス運行計画について
- (4) 令和7年度デマンド型乗合タクシー実証運行の申請について

6. その他特記事項

なし

令和7年 月 日

山都町地域公共交通会議 主宰者 山都町長 坂本 靖也

## 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

山都町

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	熊本200 さ 802	29	山都町	山都町	
2	熊本200 さ 907	29	山都町	山都町	
3	熊本200 さ 906	29	山都町	山都町	
4	熊本200 さ 1143	15	山都町	山都町	
5	熊本200 さ 1258	15	山都町	山都町	
6	熊本301 て 8883	10	山都町	山都町	
7	熊本502 ち 4031	8	山都町	山都町	

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ 山都町 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1			大型	2種
2			大型	2種
3			大型	2種
4			大型	2種
5			大型	2種
6			大型	2種
7			大型	2種
8			大型	1種
9			大型	1種
10			大型	1種
11			大型	1種
12			大型	2種
13			大型	2種
14			大型	2種
15			大型	2種
16			大型	2種
17			大型	2種
18			大型	2種
19			大型	2種
20			大型	1種
21			大型	1種

2 2		大型	1種
2 3		大型	1種
2 4		大型	2種
2 5		大型	2種
2 6		大型	2種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	山都町 山都町長 坂本 靖也
-------------	-------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 山都町 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1			法 23 条第 1 項	○	
2			法 23 条第 1 項	○	

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1			
2			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

|

2. 事故処理連絡体制

|

|

|